

四万十川かわまちづくり計画について



1 協議会の設立趣旨について

これまで・・・

本市では、市の基本構想である

◆平成26年度 総合計画を策定

更に具体的な将来都市像を明確化するため

◇平成27年度 地方創生まち・ひと・しごと総合戦略

◇平成28年度 都市計画マスタープラン

など、市の進むべき大きな方向性を定めてきた。

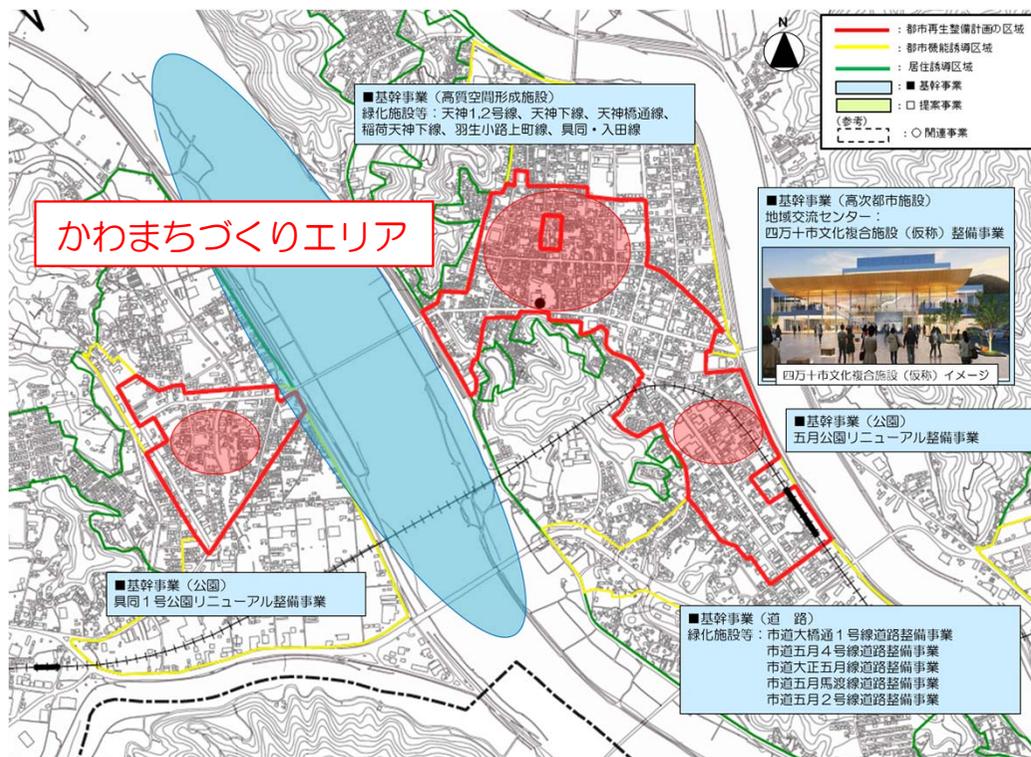
その後、平成29年度に学識者や市民団体などで組織する「四万十市まちなか再生検討会」を設立、都市計画マスタープランの将来像の具現化を図るため様々な議論を重ね、

令和2年度に四万十市立地適正化計画を策定。

本計画の方針として

- まちの賑わいと活力の創出
- 安全・安心かつ快適に暮らせる住環境の実現
- 公共交通網の維持・充実

現在、四万十市立地適正化計画の柱となる「まちの賑わいと活力の創出」「安全・安心かつ快適に暮らせる住環境の実現」に向け、
▶ 拠点整備として四万十市文化複合施設（仮称）を建設中
▶ まちなかの道路美化や景観整備に向けた取り組み
等により高速道路延伸を見据えた、市街地への導線整備は整いつつある。



次のステージへ ～四万十川を軸とした、賑わいの創出へ～

本市を貫流する四万十川は古くから市民に親しまれるとともに、自然豊かな観光資源を有しており地域活性化にも貢献し、市にとってかけがえのない存在となっている。また、今まで河川管理者と市が連携して河川空間の整備をすすめ利用促進に努めているが、整備開始から約40年を迎える中で、近年の社会情勢の変化や多様化する市民ニーズへの対応が求められている。

このため、今以上に四万十川の魅力向上に向けて

- ◎ 人々が集える水辺空間の整備により賑わいの創出
- ◎ 水辺空間を地元や事業者が活用可能な取り組み（河川空間のオープン化）
- ◎ 四万十川と中心市街地の回遊性を高める

などを図る必要がある。

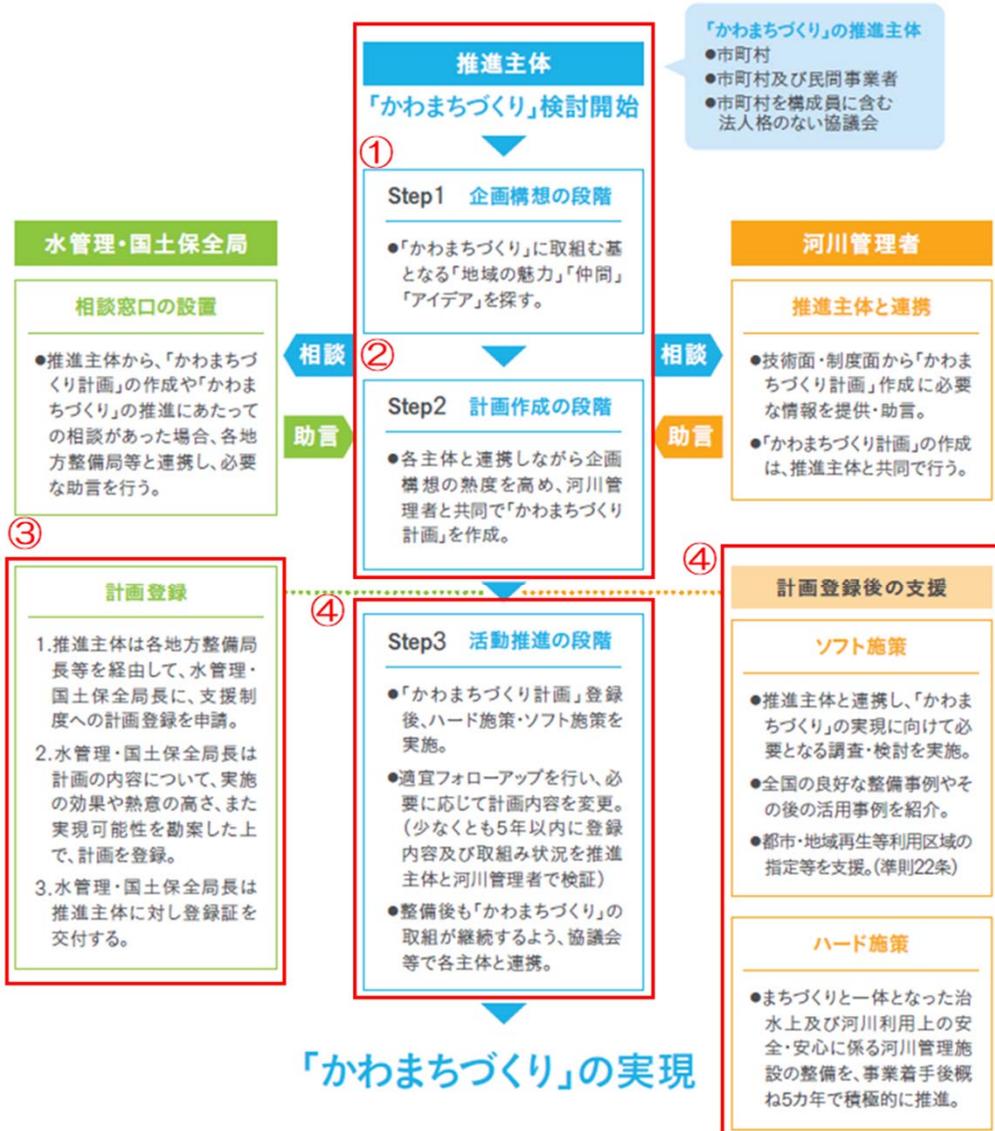
これらを進めていくためには「かわまちづくり計画」を導入し、官民の様々な意見を取入れた計画をつくる必要がある。

2 かわまちづくり計画の検討体制について

「かわまちづくり」の進め方

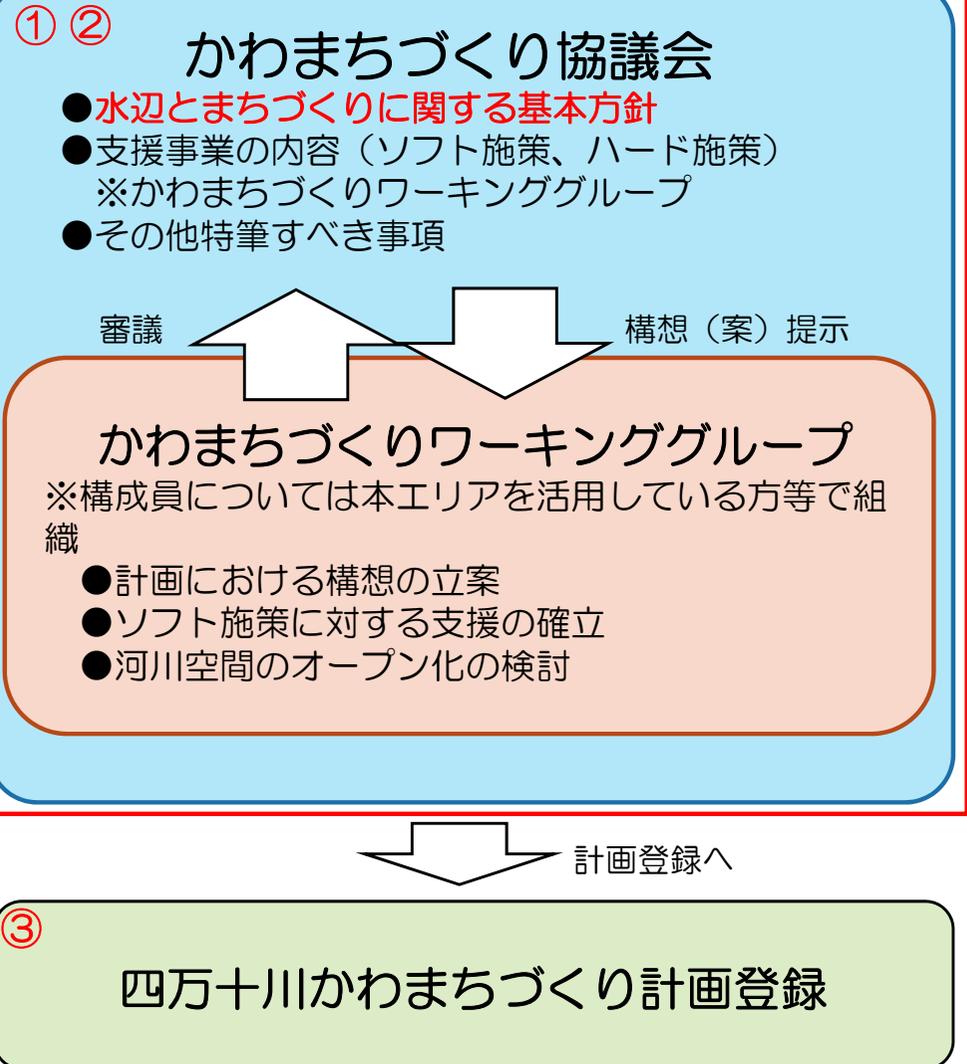
「かわまちづくり」は「企画構想」、「計画作成」、「活動推進」の大きく3つの段階に分けることができます。

プロセスの全体を通して、活動の担い手（キーパーソン）の確保や、活動の継続性・発展性の向上等を勘案しながら「かわまちづくり」に取り組むことが重要です。



支援制度の流れ ※かわまちづくり計画策定の手引きより

【体制】
四万十川かわまちづくり計画作成に向けて



3 協議会の役割について

計画に関する基本的な事項の決定

四万十川かわまちづくり計画

かわまちづくり協議会

- 水辺とまちづくりに関する基本方針
- 支援事業の内容
(ソフト施策、ハード施策)
- その他特筆すべき事項

審議

構想(案)提示

かわまちづくりワーキンググループ

- 計画における構想の立案
 - ソフト施策に対する支援の確立
 - 河川空間のオープン化の検討
- 「かわまちづくり」に取り組む基となる「地域の魅力」「仲間」「アイデア」を探し、自由な夢やアイデアの発想で地域の「かわまちづくり」への意欲を高めつつ、地域の創意工夫に富んだ「知恵」を活かした企画構想を検討します。

構想(案)立案

地域特有の魅力向上

・小京都の歴史文化を有する中心市街地と四万十川の魅力向上

ハード施策

国・市が整備

ソフト施策

民間事業者がフィールドを活用

期待される効果

- ・施設改善や民間事業者の利用による魅力向上
- ・中心市街地と四万十川の回遊性を高める

●ハード施策(計画における構想の立案)



- ソフト施策に対する支援の確立
- 河川空間のオープン化の検討



※河川空間のオープン化(河川敷地占用許可準則を一部改正)に伴い、河川管理者により都市・地域再生等利用区域の指定を受けることで、民間事業者が同区域内で営業活動を行うことが可能に。

4 協議会の委員について

四万十川かわまちづくり協議会 委員

所 属 ・ 役 職	氏 名
四万十市 市長	中 平 正 宏
中村商工会議所 会頭	佐 田 博
中村河川国道事務所 事務所長	田 中 元 幸
高知県幡多土木事務所 事務所長	小 森 雅 彦
四万十市 第二副市長	森 山 崇
中村地区区長会 会長	山 崎 聰
具同地区区長会 会長	濱 田 正 也
入田地区 区長	安 光 敏 彦
四万十川漁業協同組合連合会 会長	堀 岡 喜 久 雄
一般社団法人四万十市観光協会 専務理事	山 脇 一 臣
四万十川自然再生協議会 事務局長	平 石 英 正

四万十川かわまちづくり協議会ワーキンググループ 委員

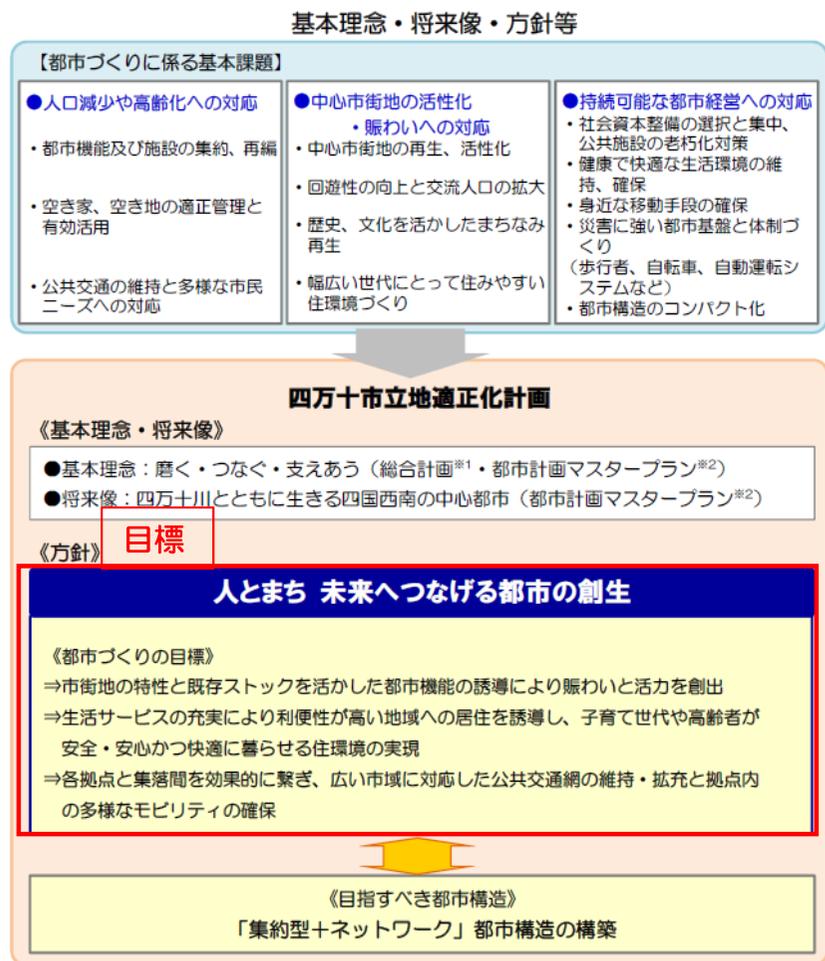
所 属 ・ 役 職	氏 名
入田村 代表	久 保 茂
中村河川国道事務所工務第一課 課長	渡 辺 教 仁
中村河川国道事務所河川管理課 課長	小 原 一 幸
高知県幡多土木事務所道路建設課 課長	高 宮 望
高知県幡多土木事務所河港建設課 課長	敷 地 和 彦
四万十市まちづくり課 課長補佐	津 野 智 宏
四万十市環境生活課 課長補佐	横 山 昌 之
四万十市観光商工課 課長補佐	田 村 典 義
四万十市企画広報課 係長	今 城 烈
一般社団法人四万十市観光協会 広報チーフ	野 地 弥 生
中村商工会議所 経営指導員	熊 岡 朋 希
一般社団法人中村青年会議所	今 西 伴 仁
公益財団法人四万十川財団 事務局長	神 田 修
四万十市保育所PTA連合会 会長	山 本 珠 里
四万十市小中学校PTA連合会（代表 具同小学校PTA会長）	坂 下 賢 一
公益財団法人四万十市スポーツ協会 常務理事	大 橋 幸 生
四万十川リバーアクティビティ連絡協議会（with RIVER）	谷 吉 勇 太
公益財団法人四万十市公園管理公社 事務局長	井 上 庄 仁
四万十川自然再生協議会 幹事	清 水 明 子
日本防災植物協会 事務局長	斎 藤 香 織
四万十川流域住民ネットワーク 代表世話人	西 内 燦 夫
アドバイザー 株式会社モンベル	眞 崎 明 弘

5 四万十川かわまちづくり計画の基本方針の考え方

現在、上位計画の「四万十市立地適正化計画」により、3つの目標を掲げ、中心市街地の再生を図っている。また、四万十川は本市の都市機能として大きな役割を担っており、持続可能な都市経営を進めるうえで欠かせない存在となっている。

このため、都市づくりの基本課題 ◎人口減少や高齢化への対応 ◎中心市街地の活性化・賑わいへの対応 ◎持続可能な都市経営への対応 に向けて、さらに四万十川の魅力を磨き上げ、「かわ」と「まち」が一体となり魅力あるまちづくりに向けて取り組んでいく必要がある。

【上位計画：四万十市立地適正化計画 基本方針より】



【川の課題】

◎市街地周辺では安心・安全して川に触れ合い、泳いだりする場所が無く、利用されにくい川となっている。また、このことにより人と川の繋がりに距離がある。

◎四万十川沿いにある都市公園は、利用開始から約40年を迎える中で施設の老朽化や利用者のニーズの変化により改善が必要となっている。

◎地元や民間事業者が河川空間を活用した取り組みがイベントのみとなっている。

◎市街地周辺の四万十川での楽しみ方は「見る」だけでしかない。このため、市街地に訪れた人は滞在より通過の方が多くなっている。

【基本方針の考え方】

四万十川とまちなかの更なる磨き上げを通して、都市づくりの目標を達成するためには、

◎回遊性の向上と交流人口の拡大
子供からお年寄りまで幅広い世代が四万十川に触れ合える水辺空間による賑わいと活力の創出。

◎都市機能及び施設の集約、再編
老朽化施設の改善及び不足している機能の充実。

◎中心市街地の再生、活性化
地域や地元の事業者などの日常利用（営業等）により、民間事業者の活力を導入した持続性ある取り組み。

◎歴史、文化を活かしたまちなみ再生
四万十川とまちなかの魅力を磨き上げ、中心市街地と四万十川の回遊性を高めるとともに長時間滞在してもらうことで地域の活性化を図る。

6 四万十川かわまちづくり計画の基本方針について

このことにより、四万十川かわまちづくり計画の基本方針は

「川でつながるひと・まち・未来の創生」

四万十川かわまちづくり計画の基本方針の目標は、

- ◎ 安全安心に川と触れ合える水辺空間の創出
(幅広い世代の多くの人々が利用)
- ◎ 地域や事業者などが河川空間を活用した更なる取組みの推進
(地域や民間事業者などが利活用)
- ◎ 中心市街地と四万十川の魅力の向上を図るとともに回遊性を高め、交流人口の拡大を図る
(四万十川を訪れた人が利用)

四万十川かわまちづくりの基本理念・将来像

基本理念：磨く・つなぐ・支えあう
(上位計画：総合計画・都市計画マスタープラン)

将来像：四万十川とともに生きる四国西南の中心都市
(上位計画：都市計画マスタープラン)

四万十市立地適正化計画 基本方針

人とまち 未来へつなげる都市の創生

四万十川かわまちづくり計画 基本方針

川でつながるひと・まち・未来の創生

- ◎安全安心に川と触れ合える水辺空間の創出
- ◎地域や事業者などが河川空間を活用した更なる取組みの推進
- ◎中心市街地と四万十川の魅力の向上を図るとともに回遊性を高め、交流人口の拡大を図る

8 計画登録までのスケジュールについて

		令和4年度				令和5年度				令和6年度		
		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	
かわまちづくり計画 登録スケジュール						国へ計画登録事前調整				計画応募 4~6月	登録	
推進協議会運営		協議会 運営										
協議会	第1回 協議会		開催									
	第2回 協議会				開催							
	第3回 協議会									開催		
ワーキンググループ		ワーキンググループ 運営										

<協議会 協議事項（案）>

- 第1回協議会
 - ・協議会設立趣旨
 - ・目標像、方針、全体スケジュールの確認
- 第2回協議会
 - ・ワーキングを踏まえた計画構想（案）の確認
- 第3回協議会
 - ・かわまちづくり計画、申請書の策定